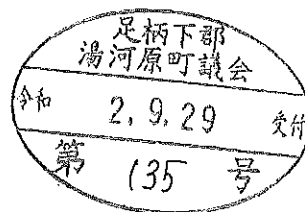


議 長	副議長	局 長	副局長	主務者	合 議
					



土屋 由希子議員に対する懲罰動議

次の理由により、土屋 由希子議員に懲罰を科されたいので、会議規則第 106 条の規定により動議を提出します。

令和 2 年 9 月 29 日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者 湯河原町議会議員

同

同

室伏 寿美夫

露木 野雄

松野 洋一

〔理由〕

当該議員は、9 月 29 日開催の本会議において、議決による公開の議場における陳謝の懲罰を科されたにもかかわらず、議決に従わずこれを拒否したことは、議会の品位を軽んずるものであるとともに議事の妨害となる行為であり、湯河原町議会会議規則第 98 条及び第 100 条の規定に違反するため、ここに懲罰動議を提出するものであります。